

志摩市低入札価格調査の試行実施について

志摩市が発注する建設業法第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）又は同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）に基づき落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）について、下記のとおり試行実施します。

1. 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度とは、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札した者があった場合、すぐに落札者を決定せず、低入札価格の調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認した上で決定する制度です。

2. 試行対象

志摩市が発注する建設工事の内、総合評価方式により入札を執行する工事を対象とします。

※総合評価方式については、現在「志摩市総合評価方式試行要領」により運用しております。

※総合評価方式となる工事を発注する場合は、入札公告等の発注情報に総合評価方式による旨を掲載します。

3. 試行実施の時期

令和4年6月1日以降に総合評価方式にて入札を行う案件から試行実施します。